令和７年度

新宿区臨時的任用職員（事務）・育児休業代替任期付職員（事務）

募集案内

令和7年6月
新　宿　区

この募集案内上で募集する職員は以下のとおりです。

【臨時的任用職員】

地方公務員法第22条の３第1項に基づき、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に、あらかじめ任期を定めて採用する職員、または地方公務員の育児休業等に関する法律第６条第１項第２号に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

【育児休業代替任期付職員】

地方公務員の育児休業等に関する法律第６条第１項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

本選考は、臨時的任用職員（事務）と育児休業代替任期付職員（事務）の両採用選考を兼ねる選考であり、<u>いずれの職員であっても採用されることを希望する方が対象となります</u>。

１　職種・採用予定数等

採用区分	職種	採用予定数	主な職務内容	主な勤務先
Ⅲ類	事務	15名程度	一般行政事務 （任期の定めのない常勤職員と同様の職務）	区役所等 ※屋内全面禁煙 （区役所本庁舎は敷地内屋外に喫煙所有） （区役所第2分庁舎は敷地内屋外に職員用喫煙所有）

２　採用予定日

令和7年10月1日以降

３　任期

【臨時的任用職員】

6か月以内の期間

【育児休業代替任期付職員】

代替する職員の育児休業請求期間に応じて、6か月以内の期間

※　代替する職員の状況に応じ、<u>臨時的任用職員として採用し、任期満了となった後、引き続いて育児休業代替任期付職員として採用する場合があります</u>（任期は合計して6か月以内）。

※　採用は、需要が生じた時に当該選考合格者の中から行われます。当該選考に合格していても必ず採用されるとは限りません。

4　選考日程等

⑴ 一次選考

選考方法	作文 《 800字程度 》 ※申込時、作文を提出してください。(詳細は「6 受験手続」参照)
結果発表	令和7年7月23日(水)頃発送(予定)　◆結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

(2)二次選考(一次選考合格者が対象)

選考方法、会場及び選考日	面接 《 個別面接 》 新宿区役所 **令和7年8月6日(水)(予定)** ※詳細は第一次選考結果通知に記載してお知らせします。
結果発表	令和7年8月中旬(予定)　◆発表日等は選考日にお知らせします。 ◆結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

5　受験資格

日本国籍を有し、平成19年10月1日までに生まれた方。

※　現に新宿区の職員である方は受験できません。（教育公務員（「新宿区職員の職名に関する規則（昭和46年4月1日規則第21号）」で定める保育士の職務と「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」で定める保育教諭の職務を兼ねて従事する職員を除く）・会計年度任用職員・臨時的任用職員・育児休業代替任期付職員・非常勤職員を除く）

※　地方公務員法で選考を受けることができないとされる方は受験できません。（以下の＜参考＞を参照）

＜参考＞【地方公務員法第16条】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

6　受験手続

所定の「令和7年度新宿区臨時的任用職員(事務)・育児休業代替任期付職員(事務)採用選考受験申込書」に、申込書裏面の記入上の注意をよくご確認のうえ、必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	**郵送による。** **＜提出書類＞**※申込書･作文用紙は新宿区ホームページよりダウンロードしてください。 ⑴ 申込書 ⑵ 返信用封筒【**長形3号（120×235ミリ）**】 ⑶ 作文【800字程度（テーマ指定有）】 **※ご自分の住所、氏名を記載し、110円切手を貼ったもの。** A4版が入る大きさの封筒（角形2号）に申込書、作成した作文、返信用封筒を入れ、表に赤字で「臨時的任用･育児休業代替任期付職員（事務）採用選考申込書在中」と明記し、**簡易書留**で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	**令和7年6月23日（月） ～ 令和7年7月11日（金） （必着）**
申 込 先	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1－4－1 新宿区総務部人事課人事係（区役所本庁舎3階）

7 受験票の送付

二次選考の受験票は、一次選考の合格通知とともに令和7年7月23日（水）頃に発送します。受験票が令和7年7月28日（月）までに届かない場合は、令和7年7月29日（火）午後5時までに人事課人事係へお問い合わせください。

8 勤務条件（令和７年4月１日現在）

勤務時間	原則として、8時30分から17時15分まで、休憩時間を除き7時間45分です。
休 日	原則として土･日曜日、国民の祝日、年末年始が休みです。
休 暇	【臨時的任用職員】 任期に応じて年次有給休暇を付与します。（任用期間が6月の場合、10日付与） このほかに夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等があります。 【育児休業代替任期付職員】 1年（暦年）に20日（10月採用者は採用年には5日）年次有給休暇を付与します。 このほかに夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等があります。 **※いずれの職員も、育児休業及び育児短時間勤務は取得できません。**
初 任 給	地域手当を含めた給与月額は、**約218,400円**です。職務経験等がある場合は、その内容に応じて加算されます。 また、このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末･勤勉手当等が支給されます。

９　福利厚生制度

新宿区の職員になると、東京都職員共済組合（東京都と23区の職員で構成）及び新宿区職員互助会に加入することになり、職員とその家族のために、次のような福利厚生制度が備えられています。

東京都職員共済組合	健康保険・年金事業のほか、人間ドックや保養施設等の福祉事業を行っています。
新宿区職員互助会	職員自らが選択したレクリエーション等のメニューに一定の補助を行うカフェテリアプラン事業、各種祝金等の給付事業等を行っています。
そ　の　他	健康管理としての定期健康診断の実施や、被服の貸与があります。

※育児休業代替任期付職員は特別区職員互助組合にも加入します。

※任期により雇用保険が適用されます。

◎　個人情報の取り扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

〒160-8484　東京都新宿区歌舞伎町1-4-1　新宿区総務部人事課人事係
☎ 03（5273）4053（人事係直通）　（新宿区役所本庁舎3階）
（土日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで）